

< 横浜市にお住まいの方へ >

精神障害者  
保健福祉手帳

自立支援医療  
(精神通院医療)

 申請手続きは郵送  でもできます！



ただし、精神障害者保健福祉手帳の交付(お渡し)は、区役所窓口となります。郵送での交付はできません。

自立支援医療(精神通院医療)および精神障害者保健福祉手帳の各種手続きは、区役所窓口のほか、郵送でも受付を行っています。必要な書類を、指定の送付先にお送りください。

送付先

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市健康福祉局 精神通院医療・手帳事務処理センター

※必要書類は次ページ以降をご確認ください。



問合せ先

(精神通院医療・手帳事務処理センターに繋がります)

**☎ 電話** (受付時間:9時~17時、ただし土日祝日・休日・年末年始を除く)

045-671-3623

**📠 FAX**

045-662-3525

【お願い】

精神通院医療・手帳事務処理センターは、**郵送による申請受付と問合せ専門**の部署です。直接来庁を受け付ける窓口はありませんので、窓口での申請をご希望の方は、区役所窓口へお越しください。原則、お住まいの区の区役所で受付いたします。

# 郵送申請に必要な書類について

郵送していただく必要がある書類は、申請する事由によって異なります。必要書類を準備し、送付先へお送りください。なお、郵送に必要な料金はおお客様がご負担ください。



## 精神障害者保健福祉手帳のみ申請する方

**!** 精神障害者保健福祉手帳の交付(お渡し)は、区役所窓口です。郵送での交付はできません。

申請事由	用意するもの 【★】...横浜市のホームページから様式をダウンロードしてください。
新規申請 更新申請 再承認 等級変更	<ul style="list-style-type: none"><li>①申請書【★】</li><li>②個人番号(マイナンバー)カード裏面の写し、又は番号通知カードの写し</li><li>③本人確認書類(個人番号カード表面の写し、運転免許証の写し等)</li><li>④精神障害者保健福祉手帳の写し(既にお持ちの方のみ必要)</li><li>⑤次の(A)~(D)のいずれか1つ<ul style="list-style-type: none"><li>(A) 障害年金証書の写し、及び同意書【★】</li><li>(B) 特別障害給付金受給資格者証の写し、及び同意書【★】</li><li>(C) 直近の障害年金の振込通知書、及び同意書【★】</li><li>(D) 診断書(精神障害者保健福祉手帳用。病院に作成を依頼してください)</li></ul></li><li>⑥顔写真縦4cm × 横3cm(カード様式手帳の印刷を希望する方 ※紙様式手帳を希望の方は交付時に必要です。)</li></ul>
市外転入 再交付 記載事項変更	<ul style="list-style-type: none"><li>①申請書【★】</li><li>②個人番号(マイナンバー)カード裏面の写し、又は番号通知カードの写し</li><li>③本人確認書類(個人番号カード表面の写し、運転免許証の写し等)</li><li>④精神障害者保健福祉手帳の写し(既にお持ちの方のみ必要)</li><li>⑤顔写真縦4cm × 横3cm(カード様式手帳の印刷を希望する方 ※紙様式手帳を希望の方は交付時に必要です。)</li></ul>



## 自立支援医療(精神通院医療)のみ申請する方

申請事由	用意するもの 【★】...横浜市のホームページから様式をダウンロードしてください。
新規申請	<ul style="list-style-type: none"><li>①申請書【★】</li><li>②個人番号(マイナンバー)カード裏面の写し、又は番号通知カードの写し</li><li>③本人確認書類(個人番号カード表面の写し、運転免許証の写し等)</li><li>④診断書(自立支援医療申請用。病院に作成を依頼してください)</li><li>⑤健康保険証の写し(受診者ご本人のもの。ただし、国民健康保険に加入している場合は、同一保険加入者全員分)</li><li>⑥指定したい病院・薬局等がわかるもの(診察券の写し、薬袋の写し等)</li><li>⑦市民税課税証明書の原本 (課税額基準日【次ページ▶参照】に横浜市民だった方は不要。ただし非課税世帯の方は、年金の通知等、収入額がわかる書類の写しが必要です)</li></ul>
更新申請 (有効期限が切れる3か月前から)	<ul style="list-style-type: none"><li>①申請書【★】</li><li>②個人番号(マイナンバー)カード裏面の写し、又は番号通知カードの写し</li><li>③本人確認書類(個人番号カード表面の写し、運転免許証の写し等)</li><li>④診断書(今回必要な方のみ、自立支援医療申請用。病院に作成を依頼してください)</li><li>⑤健康保険証の写し(受診者ご本人のもの。ただし、国民健康保険に加入している場合は、同一保険加入者全員分)</li><li>⑥指定したい病院・薬局等がわかるもの(変更したい方のみ必要)</li><li>⑦市民税課税証明書の原本 (課税額基準日【次ページ▶参照】に横浜市民だった方は不要。ただし非課税世帯の方は、年金の通知等、収入額がわかる書類の写しが必要です)</li></ul>

変更申請	<p>①申請書【★】</p> <p>②個人番号(マイナンバー)カード裏面の写し、又は番号通知カードの写し</p> <p>③本人確認書類(個人番号カード表面の写し、運転免許証の写し等)</p> <p>④変更したい内容がわかるもの 例) 医療機関変更...診察券のコピー、薬袋のコピー等 健康保険証変更...健康保険証のコピー(受診者ご本人のもの。ただし、国民健康保険に加入している場合は同一保険加入者全員分)</p> <p>⑤現在お使いの受給者証(原本)</p> <p>⚠ 新しい受給者証と差し替えるため、必ず原本が必要です。次回受診日が近いなどすぐに受給者証が必要な場合は、区役所窓口で手続きをしてください。</p>
再申請 (有効期限が切れてしまった方)	<p>①申請書【★】</p> <p>②個人番号(マイナンバー)カード裏面の写し、又は番号通知カードの写し</p> <p>③本人確認書類(個人番号カード表面の写し、運転免許証の写し等)</p> <p>④診断書(自立支援医療申請用。ただし、お手元の受給者証に次回更新時に診断書不要とあり、かつ有効期限の翌月中に申請される場合に限り、提出不要です)</p> <p>⑤健康保険証の写し(受診者ご本人のもの。ただし、国民健康保険に加入している場合は、同一保険加入者全員分)</p> <p>⑥指定したい病院・薬局等がわかるもの(変更する方のみ)</p> <p>⑦市民税課税証明書の原本 (課税額基準日【ページ下▶参照】に横浜市民だった方は不要。ただし非課税世帯の方は、年金の通知等、収入額がわかる書類の写しが必要です)</p>
再交付	<p>①申請書【★】(※申請書に必ず、再交付理由を記入してください)</p> <p>②個人番号(マイナンバー)カード裏面の写し、又は番号通知カードの写し</p> <p>③本人確認書類(個人番号カード表面の写し、運転免許証の写し等)</p> <p>④現在お使いの受給者証(原本)</p> <p>⚠ 新しい受給者証と差し替えるため、紛失の場合を除き、必ず原本が必要です。受診日の関係等ですぐに受給者証が必要な方は、区役所窓口で手続きをください。</p>
市外転入	<p>①申請書【★】</p> <p>②個人番号(マイナンバー)カード裏面の写し、又は番号通知カードの写し</p> <p>③本人確認書類(個人番号カード表面の写し、運転免許証の写し等)</p> <p>④自立支援医療診断書(写し)の提供に関する依頼書及び同意書【★】</p> <p>⑤前住所での自立支援医療受給者証の写し</p> <p>⑥健康保険証の写し(受診者ご本人のもの。ただし、国民健康保険に加入している場合は、同一保険加入者全員分)</p> <p>⑦指定したい病院・薬局等がわかるもの(診察券の写し、薬袋の写し等)</p> <p>⑧市民税課税証明書の原本 (課税額基準日【ページ下▶参照】に横浜市民だった方は不要。ただし非課税世帯の方は、収入額がわかる書類の写し(年金の通知等)が必要です)</p>

## ▶ 課税額基準日って？

## 【新規・再申請・市外転入の場合】

申請書類を事務処理センターで受理したのが

1～6月なら 前年の1月1日、7～12月なら その年の1月1日

## 【更新の場合】

1～6月の間に有効期限が切れる受給者証の更新なら 前年の1月1日

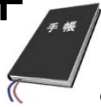
7月に有効期限が切れる受給者証の更新申請書類を事務処理センターで受理したのが

5月なら 前年の1月1日、6月なら その年の1月1日8～12月の間に有効期限が切れる受給者証の更新なら その年の1月1日

裏面にある「郵送申請をする際の注意点」も、よく確認してから、書類を提出しよう！



+



# 手帳用診断書で自立支援医療(精神通院医療)と 精神障害者保健福祉手帳を同時に 新規申請又は更新申請する方



精神障害者保健福祉手帳の交付(お渡し)は、区役所窓口です。郵送での交付はできません。

申請事由

用意するもの

【★】...横浜市のホームページから様式をダウンロードしてください。

新規申請  
更新申請

- ①申請書【★】(手帳及び自立支援医療、それぞれ必要)
- ②個人番号(マイナンバー)カード裏面の写し、又は番号通知カードの写し
- ③本人確認書類(個人番号カード表面の写し、運転免許証の写し等)
- ④診断書(精神障害者保健福祉手帳用の診断書に、自立支援医療についての記載もされたもの。病院に作成を依頼してください)
- ⑤健康保険証の写し(受診者ご本人のもの。ただし、国民健康保険に加入している場合は、同一保険加入者全員分)
- ⑥指定したい病院・薬局等がわかるもの(診察券の写し、薬袋の写し等)
- ⑦市民税課税証明書の原本  
(課税額基準日【前ページ▶参照】に横浜市民だった方は不要。ただし非課税世帯の方は、年金の通知等、収入額がわかる書類の写しが必要です)
- ⑧精神障害者保健福祉手帳の写し(既にお持ちの方のみ必要)
- ⑨顔写真縦4cm×横3cm(カード様式手帳の印刷を希望する方 ※紙様式手帳を希望の方は交付時に必要です。)



## 郵送申請をする際の注意点

- 郵送による各種申請の申請日は、精神通院医療・手帳事務処理センターが書類を受領した日となります(郵便の差出日ではありません)。特に、自立支援医療(精神通院医療)の手続きの場合、書類受領日が申請の適用日(開始日)となるため、日数に余裕をもって申請してください。土日祝日・休日に届いた書類の受領日は、翌営業日となります。
- 申請書の不足項目、不足書類等がある場合には、仮受付となり、精神通院医療・手帳事務処理センターからご連絡させていただきます。仮受付から1ヶ月を経過し、不足書類等の提出がない場合は、不受理として返却させていただきます。  
※その後再び申請する場合、適用日は当初の申請受理日にさかのぼらず、再び申請した書類の受理日となります。
- 郵送申請の手続きに関して不明な点がございましたら、表紙の問合せ先へ、お電話にてお尋ねください。

### 横浜市ホームページのご案内

● 精神障害者保健福祉手帳

横浜市 精神 手帳

検索



● 自立支援医療(精神通院医療)

横浜市 精神通院医療

検索



# 自立支援医療（精神通院医療）の申請手続きには マイナンバー（個人番号）が必要です！

平成28年1月1日より、マイナンバー法の施行及び障害者総合支援法施行規則の改正により自立支援医療（精神通院医療）の手続きではマイナンバーを申請書に記入していただくことになりました。申請をする際には、従来の必要書類に加えて以下の1と2の書類が必要ですので、必ず同封してくださいますよう、お願いします。

## 必要書類

### 1、申請者の本人確認書類（A又はBのいずれかをお送りください。）

#### A 以下の官公署から発行された写真付きの書類のうち1つの写し

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 個人番号カード（表面）   | <input type="checkbox"/> 在留カード             |
| <input type="checkbox"/> 自動車運転免許証      | <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳           |
| <input type="checkbox"/> パスポート         | <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳（写真付き） |
| <input type="checkbox"/> 写真つき住民基本台帳カード | ※詳しくは裏面をご覧ください                             |

#### B 以下の官公署等から発行された書類のうち2つの写し

- |  |                                   |
|--|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 健康保険証           | <input type="checkbox"/> 生活保護受給者証 |
| <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証      | <input type="checkbox"/> 国民年金手帳   |
| <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード（写真なし） | ※詳しくは裏面をご覧ください                    |

### 2、申請書に個人番号を記入していただいた方の番号確認書類

#### 以下の書類のうち1つの写し

- |                                      |  |
|--------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 個人番号カード（裏面） | <input type="checkbox"/> 個人番号が記載された住民票の写し      |
| <input type="checkbox"/> 番号通知カード     | <input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書（個人番号を含む証明） |

※裏面もご確認ください

# 1、本人確認書類の詳細

<p>A 右表のうち1種類の写し</p>	<p>●顔写真付きの本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/>個人番号カード(表面) <input type="checkbox"/>自動車運転免許証 <input type="checkbox"/>旅券(パスポート)  <input type="checkbox"/>住民基本台帳カード(写真付) <input type="checkbox"/>在留カード <input type="checkbox"/>一時庇護許可書  <input type="checkbox"/>仮滞在許可書 <input type="checkbox"/>特別永住者証明書 <input type="checkbox"/>身体障害者手帳  <input type="checkbox"/>精神障害者保健福祉手帳(写真付) <input type="checkbox"/>療育手帳  <input type="checkbox"/>国若しくは地方公共団体の機関が発行した本人確認書類(写真付)  <input type="checkbox"/>その他国・地方公共団体の機関が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等  (船員手帳、海技免状、小型船舶操縦許可証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運行管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法(昭和47年法律第117号)第23条4項に規定する合格証明書、運転経歴証明書(平成24年4月1日以後に交付されたものに限る。))</p>
<p>(必ず②を1つ以上含むこと) B 右表のうち2種類の写し</p>	<p>●顔写真なしの本人確認書類(公的機関発行)</p> <p><input type="checkbox"/>被保険者証(国民健康保険証、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、介護保険)  <input type="checkbox"/>健康保険日雇特例被保険者手帳 <input type="checkbox"/>共済組合員証 <input type="checkbox"/>私立学校教職員共済加入者証  <input type="checkbox"/>国民年金手帳 <input type="checkbox"/>国民年金、厚生年金保険若しくは恩給の証書  <input type="checkbox"/>住民基本台帳カード(写真なし) <input type="checkbox"/>請求書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書  <input type="checkbox"/>自立支援医療受給者証 <input type="checkbox"/>児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/>特別児童扶養手当証書  <input type="checkbox"/>1に掲げる書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、生活保護受給者証  <input type="checkbox"/>その他これらに準ずる書類  ※個人識別事項(「氏名+住所」又は「氏名+生年月日」)の記載があるものに限る。</p> <p>●その他証明書等</p> <p><input type="checkbox"/>学生証 <input type="checkbox"/>法人(国若しくは地方公共団体以外。)が発行した本人確認書類(写真付)  <input type="checkbox"/>国若しくは地方公共団体の機関が発行した資格証明書(1に掲げる書類を除く。)(写真付)  <input type="checkbox"/>その他これらに準ずる書類  ※個人識別事項(「氏名+住所」又は「氏名+生年月日」)の記載があるものに限る。</p>

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

横浜市健康福祉局精神通院医療・手帳事務処理センター  
電話 (045)671-3623

横浜市健康福祉局こころの健康相談センター  
電話 (045)671-2415